

はじめに

第19期12回西部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）前田、西崎、工藤、後藤、富田、成田、中川、阿部、川山、古川、森、角田、
立石

欠席委員（敬称略）未永、野坂

開催日時：平成22年2月16日（火） PM 1:30～3:30

開催場所：青森市 アラスカ会館 2階「ガーネットの間」

議 題

1. 西部海区管内におけるいかつりの集魚灯の光力規制に係る委員会指示について（決定）

西部海区管内沖合海域における小型いかつりの集魚灯の光力制限に係る委員会指示の発動について、この度、青森県小型いか釣り漁業協議会長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

1 集魚灯の合計光力

（1）10ト以上30ト未満の動力漁船にあつては160キロワット以下

（2）5ト以上10ト未満の動力漁船にあつては120キロワット以下

（3）5ト未満の動力漁船にあつては90キロワット以下

なお、前各号において、20キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、するめいかの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

2 水中灯の使用禁止

海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。

3 対象となる漁業

30ト未満の動力漁船により、するめいかを対象に操業する小型いか釣り漁業

4 指示の有効期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

2. 西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業に係る委員会指示について（決定）

西部海区管内の沖合海域における小型いか釣り漁業の操業に係る委員会指示について、審議した結果、委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

【委員会指示（案）の内容】

1 次の区域及び期間において、するめいかを目的とする総ト数5ト未満の動力漁船によりいか釣り漁業（以下「いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

(1) 区域 青森県西部海区海域

ただし、自家用餌料用を目的として操業するいかつり漁業(以下「餌料用いかつり漁業」という。)については、陸奥湾を除く海域に限る。

(2) 期間 平成22年6月1日から平成23年1月31日まで

2 承認申請

船舶ごとに「平成22年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

3 承認の対象漁業及び対象者

この漁業の承認の対象漁業及び対象者は次のとおりとする。

(1) いかつり漁業(餌料用を除く。)の場合

前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
委員会が事情やむを得ないと認めた者

(2) 餌料用いかつり漁業の場合

外ヶ浜町、今別町、中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町に居住する者又は委員会が事情やむを得ないと認めた者

4 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

(1) いかつり漁業(餌料用を除く。)の場合

漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

操業にあたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

メバル刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500m以上離れて操業しなければならない。

承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

(2) 餌料用いかつり漁業の場合

漁獲物は、これを陸揚げしてはならない。

いかつり機の台数は、4台以下とする。

ただし、青森県東津軽郡竜飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結んだ線(以下「竜飛白神線」という。)以東においては、これを使用してはならない。

操業にあたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

メバル刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500m以上離れて操業しなければならない。

承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

委員会の承認を要しないトン未満(昭和57年7月18日以前に建造又は漁船登録された場合(以下、「旧トンの場合」という。))は1.5トン未満)の動力漁船により営む者は、夜間操業をしてはならない。

5 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するにあたっては、一船舶の場合においては当

該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時期に寄港するにあたっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

6 適用除外

竜飛白神線以東の海域において餌料用いかつり漁業を営もうとする 1 ト未満船（旧トの場合は 1.5 ト未満船）については、1 に定める承認の適用から除外する。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

3. 青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について

青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第 6 次青森県栽培漁業基本計画）について、この度青森県知事から諮問があり、当委員会において審議を行いました。

【第 6 次青森県栽培漁業基本計画（案）】

平成 26 年度における種苗の生産及び放流並びに育成を促進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標及び放流時の大きさは、次のとおりとする。

貝類	エゾアワビ	250 万個（殻長 25mm~30mm）
	ホタテガイ	5,000 万個（殻長 40mm）
魚類	ヒラメ	200 万尾（全長 50mm~80mm）
	クロソイ	20 万尾（全長 100mm）
	マダラ	6 万尾（全長 50mm~80mm）
	マコガレイ	15 万尾（全長 30mm~80mm）
	ホシガレイ	2 万尾（全長 100mm）
	キツネメバル	7 万尾（全長 70mm）

その他の水産動物

マナマコ	50 万個（全長 20mm）
ウニ類	70 万個（殻径 15mm）

なお、平成 26 年度の本県における種苗の生産数量は、次のとおりと見込まれる。

貝類	エゾアワビ	250 万個（殻長 25mm~30mm）
	ホタテガイ	5,000 万個（殻長 40mm ㍷）
魚類	ヒラメ	400 万尾（全長 15mm~20mm）
	マダラ	12 万尾（全長 30mm）
	マコガレイ	20 万尾（全長 30mm）
	キツネメバル	10 万尾（全長 30mm）

その他の水産動物

マナマコ	50 万個（全長 20mm）
ウニ類	70 万個（殻径 15mm）

《審議の結果》 諮問どおりと決定し、県に答申することになりました。

4. 都道府県境付近の水域の全部又は一部を漁場の区域として委員会指示することについて

(報告)

青森・岩手両県境付沖における底はえなわ漁業問題に関連して、平成22年1月21日付け21水管第1999号をもって、水産庁長官から当海区委員会会長宛に、「都道府県境付近の水域の全部又は一部を漁場の区域として委員会指示をする場合には、他の都道府県関係者への影響に配慮し、必要な協議を経て、関係者の了解を得た上でこれを行うよう、適切な措置をお願いする」旨の通知文書が送付されてきたので、委員会において意見交換が行われました。最後に、木村会長から、委員会指示の発動にあたっては当然に留意すべきことであり、今後とも、今回の水産庁長官通知（技術的助言）を踏まえて、審議を尽くして慎重を期する旨の発言がなされ、了承されました。

次会の開催予定

開催時期 3月15日(月) 開催場所 青森市 アラスカ会館

おわりに

先日、日本海沖において、定置網に入網した大型クラゲを県漁連と県定置漁業協会などで開発した駆除機器（大型クラゲクラッシャーポンプ）で網の外へ排除する実証試験が行われた結果、駆除機器を使用することによって、漁業者による洋上での駆除作業がかなり省力化出来ることが確認されました。

これを受けて、県では、県漁連等と連携して、国等に対して「有害生物漁業被害防止操業対策事業」の駆除機器の補助対象となるよう、働きかけていくことにしております。



連絡先
青森県海区漁業調整委員会事務局
TEL : 017 - 734 - 9851
FAX : 017 734 8166